慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ソロ著 フランス農業史
Sub Title	E. Soreau: La France; L'agriculture du XVIIe siècle à la fin du XVIIIe
Author	渡辺, 國廣
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1966
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.59, No.7 (1966. 7) ,p.781(117)- 786(122)
JaLC DOI	10.14991/001.19660701-0117
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19660701-0117

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

という点で有益であろう。

付記――本稿は当初植草益氏との共同執筆という形を予定していた。従ってそのような構成を考えてとりくんだものであるが、種々の事情により筆者個人の覚え書きということになってしまった。植草氏からはいろいろ御教示をえることができたので記して謝意とした い。

（――五月二〇日――）

書評

ソロ著『フランス農業史』

渡辺國廣

一

著者はその「農業史」の第四巻のなかでフランスを取上げる。本稿はこの部分の紹介である。概説書として全面的に納得できるものではない。議論もまたわが国の問題意識から離れた場で進められており、その意味において一般に親しみにくいこと確実であった。しかし私個人についていえば、かなり参考になった。概説を書く場合に、どの程度まで内容を盛込んだらいいのか。フランス農業史について高度の入門書をまとめたいと願っている私にとり、この問題は最大の関心事であるわけだが、本書はその判断に必要な一つの指針となった。

著者は冒頭でフランスにおける栽培作物の多様性に驚歎する。そしてこれをもっぱら土質の複雑性に帰するのであった。著者が農業で進歩という時、土質に適合した作物の普及を意味した。いわば栽培作物の多様化の過程である。著者は実にそれを追うことで農業史を考えるのであった。休閑地に飼料作物が滲透する過程は農業進歩の最重要な局面にほかならない。かくて著者もまたこの経過に対し多大の関心を払うことになった。栽培作物の取捨選択のなかで土地利用に合理性を貫徹しようとする時、社会諸階層の利害の複雑な対立が避けられないこと明白である。著者は最後にこの間の事情についても言及し、革命の混乱のなかでフランス農村の諸階層が両極に分解、対立が単純化されたことを強調するのであった。二大陣営に分裂した時、葛藤は土地をめぐってますます深刻化していく。

本書だが、*L'agriculture du XVIIe siècle à la fin du XVIIIe*, par Soreau, E. Tome IV,1953 の pp. 163-289 所収。

二

概説書であれば、内容に深く立入る必要を感じない。ここでは革命後の混乱を扱った部分を整理するにとどめる。著者はこの時期に農村で両極分化が確定したとみるわけだが、重要なことはかく結論した根拠にあった。議論の運びに独特のものがあることに注意すべきか。

しかし本稿で特別この部分を取上げた理由はほかでもない。わが国で革命の帰趨について満足な理解がなされていないという認識からであった。土地の合理的利用が進行する過程で生活の場を追われた者は再度土地に生活の本拠を求めて喰下るわけだが、著者はこの過程を追いながら彼が志に反し労働者たることに安住の場を見出すことになったと結論するのであった。

年	背景	政治過程	顛末
一八九	革命で圧倒的多数は身分上の拘束の排除を願うだけであった。所有財産に対する共同の規制が問題ではない。一般にはそれを大して苦痛と感じていなかったのではないか。	土地領主からだが、夫役や財産移転税を徴集する権利を没収、これを無償で廃止。また封建領主に属する諸権益を没収後は、各村に返還、ただし有償とした。	革命政府は支配の一元化をめざし、農業立法でもこの方針に従ったが、地方の特殊事情は大きな障害となった。議論が続出、村をあげてかかる処置に反対する場合も出た。政府が農業経営で個人主義を貫徹しようとした時、末端ではなおも現状の維持が強調されさえする。
一九〇	土地に対する封建諸規制が解消していくなかで一般は逆に重い経済的負担を背負うことになってしまった。買戻が強要されたからで、いわば強制執行を梃子に封建体制は解体を続けたのであった。しかし現実は思いの通り運ばない。買戻が不可能な時、封建負担の重圧が続く。支払の義務を拒否する場合も出た。下からの盛上がりようやく高まる。弾圧は凄惨をきわめた。	土地をめぐる封建諸負担の全面廃止が決定さる。今や村の圧倒的多数のため事態は有利に運ばれることになった。	領主、大地主、大営農家、ラブルール上層は革命のこれ以上の進展を嫌った。しかしそのほかの多数は革命の徹底を願い、手ぬるい処置に不満であった。没収財産の処理こそ問題だ。有産階級にとって土地没収は一大恐怖であるが、一般には当然の罰として受取られ、その配分をめぐってようやく関心が高まって来た。
一九一	個人主義の農法が各地で本格化した。休耕地では飼料の栽培が進み、経営に対する共同の規制は全面的に排除されることになった。農業は極度に集約化した。革命政府は新農法の徹底に努力を傾けることで大地主の立場に組することになった。	革命政府は新農法の普及に関心を寄せ、結局において大地主の利益を助長することになってしまった。地主は財産を囲込む自由を得た。経費は隣接して土地を持つ者と折半である。一般に彼は財産をフェルム単位に賃貸していた。そして今やフェルムで経営の自由が強調された。法律は地主に対しフェルムの賃借者を交替できる自由を保証	新農法の貫徹に村の大多数の者は憤怒した。居家が唯一の財産であるような人々の間で反対は最高潮に達した。これに対し大地主、大営農家は喜びをかくすことができない。反感は深まっていった。政府は諸債務の帳消によって妥協をはかろうとした。もはや下からの強い盛上がりを無視することは不可能である。
一九二	物価の上昇が続く。こうしたなかで窮乏者は自給度の拡大を強く望んだ。	したが、他方フェルムを賃借して経営に従うフェルミエのためその役畜の喪失防止に万全の措置を講ずるのであった。法律はフェルミエから役畜を借金の抵当に取ることを禁止した。休耕地として共同に利用されていた土地も、一旦そこに飼料が栽培されるや、放牧のため共同利用することは不可能である。政府はこの事実を法律に盛込み、共同慣行の禁止に敢然と立向かうことになった。	
一九三	自分の土地で独立した生活が不可能な者は物価高を苦痛と感じた。自給の程度を多少とも引上げ、そのことで彼は物価高に対処しようとした。土地への期待は依然として強い。貧窮者は共同出資で土地競売に割込もうとした。自給度を引上げたいという意欲は相当なものであったといわなければならない。	亡命者の財産について一括処分をやめ、二アルパン、三アルパン、四アルパンに分割、転売ないし賃貸することにした。下からの要請に政府は譲歩をよぎなくされた。法律は共同購入を強く禁止する。	現金を持つ者が競売では有利に振舞うことができる。依然として有産階級の立場が尊重された。すべてが中途半端に終ってしまった。極貧層は共同地に乱入した、村当局はこれにかなり批判的であった。ラブルールはそうした暴挙を嫌い、共同地を一挙に収奪しようとした。極貧層の間の違反行為の続出に村の上層は必要に応じ自衛手段に訴えさえする。強硬措置に出た。
	土地の配分を得ることで生活の急迫に対処しようとしたばかりではない。同じ目的の達成のため早くから賃金の引上げが強く望	国有財産の売却に際し当初革命政府は有産者の利益を願った。しかし事態の収拾に乗出した時、最初の予定を変更せざるを得な	革命は農業大衆を欺瞞した。村の多数が期待したものを革命は実現できなかった。革命は彼らを苦境に追込むばかりであった。

まれていた。あらゆる弾圧によってもその要求を粉砕することができなかった。各地で騒動が続く。極貧層は土地の分配を求め、執拗に喰下った。

物価の上昇は際限を知らなかった。政府は生活必需物資について最高価格を決定したが、それでもなお上昇を抑止することができなかった。不徳商人が横行し、食料品をめぐって投機が活発化した。必需物資は隠匿され、しばしば徴発の対象とさえなった。食料品入手の困難は増し、支払能力の劣る者は食料を獲得する途をことごとく鎖されてしまった。

い。政府は下からの強い突上げのなかで妥協をよぎなくされた。そして極貧層で亡命者の財産を取得した者については十年間の免税とし、また共同地のない村は亡命者の財産から、所有規模一アルパン以下の農家一戸ごとに一アルパンを先取できるとした。しかし妥協は単にそこにとどまらない。政府は封建特権の全面的廃止に同意した。そして財産のない家族に対しては共同地に居住することを許し、また二十年間無利子で五〇〇リーブルを支払う時、その限度内で亡命者の財産を購入することを認めた。

／九四　賃金の最高額を規定したことに村の圧倒的多数は不満であった。そしてこの枠を除去すべく敢然と立上った。ほとんど一揆の様相を呈したとさえいわれる。そしてこのた

革命政府は物価の上昇を規制すべく賃金についても最高額を規定した。賃金を可能な限り低く抑え、これにより物価の高騰を抑制しようというのであった。しかし現実に物価は賃金を上廻る上昇を示していた。

革命政府は労働力の徴発に本腰をいれた。しかし思うにまかせない。国有財産の配分に割込もうという多数の意図は完全に無視された。政策は彼らを労働者に仕立てると

土地を持たせようという政府の意図も末端まで徹底をみなかった。事態の収拾を土地の再配分によろうとしたわけだが、今やその挫折は明白となった。

物価の高騰期に賃金の最高額が規定されたことで労働意欲は減退した。このため農作業に必要な労働力の調達は困難になってしまった。今や労働の移動の自由は阻害された。収穫は危機に直面した。局面打開のため政府は大規模な労働力の徴発を強行した。

地主は遠くから労働者を誘致しようとした。しかし高い賃金を出さなければならなかった。フェルミエはまた家事奉公人が逃げないよう最大の注意を払っていた。土地

め農作業は極度に停滞した。しかしこうしたなかにも土地への執念は強く燃え続けた。大土地所有は解体さるべきである。土地財産は一定の限度を越えてはならない。下からのこうした強い突上げに政府は処置に窮した。耕作の自由には深い疑念を抱かざるを得ない。村の多数はそう公言した。

／九五　物価の高騰が続いた。こうした時期には現物を持つ者が有利に振舞うことができる。かかるなかで現物を望む声が高まって来た。現に雇傭の契約で現物支払を規定する場合が増した。

／九六　豊作に恵まれた。穀物は市場にあふれ、通貨政策が功を奏し、物価は安定に向かった。しかし賃金は依然として高い水準を維持していた。

いう方向に進んでいった。革命は身分上の拘束を廃することに発し、下からの突上げのなかで土地配分に大きな意欲を示したが、通じない。政策の転換もやむを得なかった。

土地の配分政策の改訂のなかで自給度を高め、事態の克服に資そうというのではない。賃金問題に政府は向かった。

外的要因の好転に革命政府は安堵した。今や関心は雇傭契約をどうするかに移った。

政策は既存勢力に幸いした。既成の諸力が経営規模の拡大に成功した時、労働力需要の大幅な増加は避けられなかった。

土地の合理的利用が進行するなかで生活の場を追われた者はこの段階で労働者たることに安住するようになった。そして雇傭契約を物価の激変期に適合したものに改訂することに関心が動いた。

賃金をいかに有利に獲得するか。頼るべきは腕のみという。労働者の発生である。

三

以上が革命の帰趨を扱った部分の紹介である。一、著者は革命が身分制秩序の排除のため戦われたと説く。しかしその成果を還元する場合に有償としたことは混乱の大きな原因となった。革命の恩恵から取残された層が大量に発生、こうしたなかで妥協が試みられ、

政策の大幅な転換が起った。二、しかし著者はこの経過で、物価高が持つ意義を高く評価する。物価高克服のため自給度を高めたい。実にこうした下からの突上げのなかで政府は土地政策の転換をよぎなくされた。しかし帰農措置は大きな成果を挙げ得なかった。三、そしてこれは、著者によれば、労働力需要の増大により関心が雇傭契約の改訂に向かったことに起因した。物価高のなかで労働力とし

て定着するため最善の策は何か。革命はフランスの問題を土地との関連で解決することを狙ったが、今やその場は農業以外のところに求められることになってしまった。そして著者はこれを期に、農業でフランスを理解することの終結を強調した。革命の経過のなかに新しいフランスが準備されるわけで、著者が本書の多くの部分を革命期の記述に投入したのも十分納得できることであった。

藤田　晴著

『財政政策の理論』

飯野靖四

現代資本主義経済は、二重経済とも、混合経済とも言われているが、それはとりもなおさず、国民経済に於ける財政の役割の増大を示すものである。その増大した財政の役割の中でも、最近特に注目され、また理論化されてきた分野は、フィスカル・ポリシーと呼ばれている、財政による経済安定の分野である。

フィスカル・ポリシーというこの言葉は、時には財政政策と同義に使用されているが、その固有の意義は「財政操作による短期的な経済安定政策」[1]であって、現代財政政策の一部であると考えるのが正当であろう。というのは、マスグレイブ[2]は現代財政活動の目的に、資源の最適配分、所得の最適分配、経済の安定、の三つ（館・小宮共著[3]は、前記三つのほかに、経済成長の促進、を加えた四つ）を挙げているが、フィスカル・ポリシーは、まさにこの安定部門（及び成長部門）に関係する政策であって、他の二つの目的に対しては中立的なものであるからである。

このようなフィスカル・ポリシーの、純粋理論的研究は、例えば、マスグレイブ[2]、大熊[4]、木下・藤田・橋本共著[5]、等に見られるが、理論と実証分析との総合に於て把握しようと試みて成功しているフィスカル・ポリシーの総合的研究書が、書評しようとしているこの書物である。従って、この書物は、館・小宮共著[3]になぞらえて「財政政策の理論」という表題がつけられてはいるが、その実質的な内容から見ると、「補整的財政政策論」とか「経済安定（及び経済成長）の財政理論」とか「フィスカル・ポリシーの理論」とかいう表題がつけられるべき筈の書物である。

また、フィスカル・ポリシーは、ニュー・ディールの経験的事実、ケインズの「一般理論」[6]の理論的発展として生まれてきたものであるので、その研究書は、殆んどがアメリカの経験に基づくアメリカの研究文献であった。しかしアメリカに於て生成されたこの理論を更に発展させ、転換期にある日本の財政活動の基準を求めようとした意欲的な労作が、この書物であるのである。

著者は、既に、木下・藤田・橋本共著[5]というフィスカル・ポリシーの理論に関する先駆的労作を著わしているが、それと比較したこの書物の特徴は、著者が序文に於て述べているように、㈠国民所得論及び所得分析について比較的詳しい説明が加えられている事、㈡理論的あるいは政策論的な主張が、現実のデータによって実証的に裏付けられている事、㈢日本の財政構造や財政政策についての考察を重視して、理論と現実との遊離をさけるよう努めている事、等である。

この書物は、次のような構成をもっている。即ち、

第Ⅰ部　財政と国民経済
　第1章　経済循環と財政
　第2章　財政の規模と構造
第Ⅱ部　財政政策の巨視的理論
　第3章　財政政策の乗数分析
　第4章　財政乗数理論の一般化
　第5章　財政政策の効果――貨幣的側面
　第6章　経済成長モデルと財政
第Ⅲ部　財政政策と経済安定
　第7章　資本主義経済の不安定性
　第8章　経済安定政策の目標と手段
　第9章　ビルトイン・スタビライザーの役割
　第10章　税制の補整的変更
　第11章　公共投資の補整的調整
　第12章　安定成長と予算政策

以下に於て、簡単に各章について紹介しながら、気のついた点を指摘してみる。

〔第1章〕　この章では、経済の循環過程を、国民所得概念を中心にして説明した後、民間経済主体や公企業と区別される政府の特質をあきらかにしている。藤田氏によると、政府の経済活動は、次の諸点、即ち、(1)政府の経済活動の主目的が、具体的には政治的過程をつうじて決定される、(2)政府の収入が、租税という強制的な収入調達方式によって、主に調達される、(3)政府の支出が、予算制度によって拘束されている、という点に於て、企業あるいは家計の経済活動とは異なった特質をもっている、という事である。この藤田氏の「財政」の特質に関する説明は、従来の「財政の本質」の定義を網羅するとともに、応用経済学としての財政理論、特にフィスカル・ポリシーの理論、とも両立しうるような「財政の本質」を具体的に定義しているように思われる。そういう意味では、この説明は、非常に簡単ではあるが、極めて重要な定義である。

〔第2章〕　この章では、各国のデータをもとにして、財政の量的及び質的変化を長期的に追求し、国際間の比較を行なっている。ここでは、藤田氏は、統計上の注意を怠らずに厖大なデータを小気味よくまとめ、（第二次世界大戦）戦勝国に於ける「経費膨脹の法則」――つまり、藤田氏の定義によると、国民所得あるいは国民支出と対比した政府支出水準の趨勢的上昇――の妥当性を、実証的に証明している。唯だその場合に、敗戦国で問題にされているのは日本だけであり、しかも日本の場合には「経費膨脹の法則」は必ずしも妥当しないので、「経費膨脹の法則」が一般的法則として成り立つかどうかは疑問である。又、「経費膨脹の法則」を「帝国主義段階に於ける歴史（又は特殊）法則」と言うに値するかどうかという議論[7]に関しても、答えていないのは残念な事である。